

勸告	説明図表番号
<p><b>(3) 刑務所における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果の発揮</b></p>	
<p><b>ア 就労支援指導の適正かつ効果的な実施</b></p>	
<p>就労支援指導は、社会復帰後に就労した職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、受刑者に対し、就労に必要な基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）とマナー（あいさつ、身だしなみ、電話対応の仕方等）や職場における問題解決場面への対処方法等を習得させるものであり、矯正処遇の一つとして実施されている（刑事収容施設法第103条第2項及び「改善指導の標準プログラムについて」（平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号法務省矯正局長依命通達。以下「依命通達」という。）別紙6）。</p>	表1-(3)-ア-①
<p>刑務所出所者等の雇用に理解がある協力雇用主等（注）が、刑務所出所者等を雇用するに当たって、「社会人としての自覚」、「社会常識」等を重視していることから、就労支援指導は重要である。</p>	表1-(3)-ア-②
<p>（注） 協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である。</p>	
<p><b>（就労支援指導の実施）</b></p>	
<p>就労支援指導は、i) 職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者、又は、ii) 釈放の見込日からおおむね1年以内で、稼働能力・就労意欲を有し、安定所による就労支援を受ける意志があり、刑務所の長が必要と認めた者（具体的には、就労支援事業の支援対象者など）を対象として実施することとされている（依命通達別紙6）。また、これらの者には、「R6」という処遇指標の指定（注）がなされ、指定された者は当該指導を受講する義務がある（受刑者の集団編成に関する訓令（平成18年法務省矯正成訓第3314号）第4条）。</p>	表1-(3)-ア-① （再掲）
<p>（注） 受刑者には、当該受刑者に実施すべき矯正処遇の種類、内容等を示す処遇指標が指定され、このうち、就労支援指導を受講すべき受刑者に対しては、処遇指標「R6」が指定される。</p>	表1-(3)-ア-③
<p><b>（就労支援指導と職業訓練の一体的な実施）</b></p>	
<p>なお、就労支援指導について、職業訓練期間中に実施するのか、期間外に実施するのかについての特段の定めはない。</p>	
<p>また、総合訓練及び集合訓練の受講者に対して、訓練を実施する刑務所と訓練生を送り出した刑務所のどちらで就労支援指導を実施するかについても特段の定めはない。</p>	
<p>今回、20刑務所における就労支援指導の実施状況を調査した結果、以下のとおり、抽出した255人中、15刑務所80人（31.4%）は、本来、就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかった。</p>	表1-(3)-ア-④
<p>① 自庁訓練の受講者68人中、10刑務所24人（35.3%）</p>	
<p>② 総合訓練又は集合訓練の受講者87人中、11刑務所30人（34.5%）</p>	
<p>③ 就労支援事業の支援対象者100人中、7刑務所26人（26.0%）</p>	
<p>受講していなかった主な理由については、次のとおりである。</p>	
<p>① 就労支援指導が適正に行われていないことによるもの</p>	表1-(3)-ア-⑤

<p>i) 処遇指標 R 6 の指定があるものの、就労支援指導の受講を辞退することを認めているものや、刑務所が就労支援指導の対象者を独自の基準で更に絞っているものなど誤った運用を行っているもの（5 刑務所 16 人）</p> <p>ii) 処遇指標 R 6 の指定がないものの、刑務所が独自に就労支援指導の対象者を限定する等の誤った運用を行っているもの（5 刑務所 24 人）や、就労支援指導を受講すべき者に対して処遇指標 R 6 の指定が漏れていたもの（6 刑務所 18 人）</p>	
<p>② 職業訓練と就労支援指導が一体的に実施されていないことによるもの</p>	<p>表 1-(3)-ア-⑤</p>
<p>i) 処遇指標 R 6 の指定があるものの、自庁訓練と同時期に就労支援指導が実施されず、就労支援指導を受講する機会を逸しており、仮釈放となっているもの（4 刑務所 8 人）</p>	<p>（再掲）</p>
<p>一方、自庁訓練の受講者で就労支援指導を受講した 14 刑務所 39 人のうち 35 人（89.7%）は、職業訓練と同時期に就労支援指導を受講していた。また、これら 14 刑務所のうち 1 刑務所では、内規により、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施することとしているため、自庁訓練の受講者は全て就労支援指導を受講しているとしている。</p>	<p>表 1-(3)-ア-⑥ 表 1-(3)-ア-⑦</p>
<p>ii) 処遇指標 R 6 の指定があるものの、総合訓練及び集合訓練の受講者に対して、訓練を実施する刑務所と訓練生を送り出した刑務所のどちらで就労支援指導を実施するかについての定めがないため、互いに就労支援指導の実施状況を確認せず、就労支援指導が実施されていると思込み、就労支援指導を受講させていないもの（3 刑務所 7 人）。なお、このうち 6 人は訓練を実施する刑務所で処遇指標 R 6 が指定されている。</p>	<p>表 1-(3)-ア-⑧</p>
<p>iii) 処遇指標 R 6 の指定があるものの、総合訓練又は集合訓練の訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されておらず、また、訓練生を送り出した刑務所においても、還送された後の残刑期が短いこと等から、就労支援指導の開始前に仮釈放となり、就労支援指導を受講する機会を逸しているもの（5 刑務所 7 人）。なお、これら 7 人は全て訓練を実施する刑務所で処遇指標 R 6 が指定されている。</p>	<p>表 1-(3)-ア-⑨</p>
<p><b>イ 重点的な就労支援の推進</b></p>	
<p>法務省では、平成 23 年度から、刑務所において、就労支援による効果が特に期待できる受刑者（以下「重点支援受刑者」という。）を選定し、刑務所内に配置されている就労支援スタッフ等による継続的な助言指導を中心に、職業訓練、就労支援指導、安定所による職業相談・職業紹介等を行う重点的な就労支援を実施している（「受刑者に対する重点的な就労支援の実施について」（平成 23 年 4 月 19 日付け法務省矯成第 2304 号法務省矯正局成人矯正課長通知））。</p>	<p>表 1-(3)-イ-①</p>
<p>当該支援開始に際し、まず、就労支援スタッフ等が、重点支援受刑者との初回面接の結果等を踏まえ、「就労支援計画書」を作成し、同計画書に沿って重点的かつ計画的な就労支援を行っていくこととされている。</p> <p>重点支援受刑者に対しては、職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業を重点的</p>	

<p>に実施することとされている。しかし、今回、20 刑務所における平成 23 年度又は 24 年度の重点支援受刑者について 11 刑務所から 21 人抽出し、就労支援の実施状況を調査した結果、i) 職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業のいずれかが未実施であるものが 9 刑務所 16 人 (76.2%)、ii) 職業訓練及び就労支援指導が双方ともに未実施であるものが 4 刑務所 8 人 (38.1%) いるなど、重点的な就労支援が十分に行われているとは言い難い状況がみられた。</p>	<p>表 1-(3)-イ-②</p>
<p>また、これらのうち、2 刑務所 4 人 (19.0%) は、職業訓練や就労支援指導の受講を希望し、かつ、うち 2 人は処遇指標 R 6 の指定もなされているものの、各担当部門 (注) の連携や調整が不十分で計画的に就労支援を行うこととされていないなどのため、就労支援計画書にその具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていなかった。なお、これら 4 人のうち 2 人は、親族・知人の紹介により入所中に就職が決定しているが、残りの 2 人は安定所による職業紹介は行われず、無職のまま出所していた。</p>	<p>表 1-(3)-イ-③</p>
<p>(注) 刑務所内では、一般に、職業訓練は作業担当、就労支援指導は教育担当、就労支援事業や就労支援スタッフの業務に関することは分類担当が所掌している。</p>	<p>表 1-(3)-イ-④</p>
<p><b>【所見】</b></p>	
<p>したがって、法務省は、刑務所における各種就労支援の適正かつ効果的な実施による相乗効果を発揮させる観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 就労支援指導に係る処遇指標の指定の徹底など、当該指導の実施の適正化を図ること。</p>	
<p>また、職業訓練及び就労支援指導の対象者に対しては、原則として、職業訓練を実施する刑務所が訓練期間中に就労支援指導を実施すること。</p>	
<p>さらに、例外的に、職業訓練を実施する刑務所が訓練期間中に当該指導を実施できない場合の対応方策を適切に講ずることにより、就労支援指導を確実に実施すること。</p>	
<p>② 刑務所において、職業訓練、就労支援指導、就労支援事業等の担当部門間の連携の強化や調整の適正化を図り、重点支援受刑者に対して、計画的かつ重点的な就労支援を確実に実施すること。</p>	

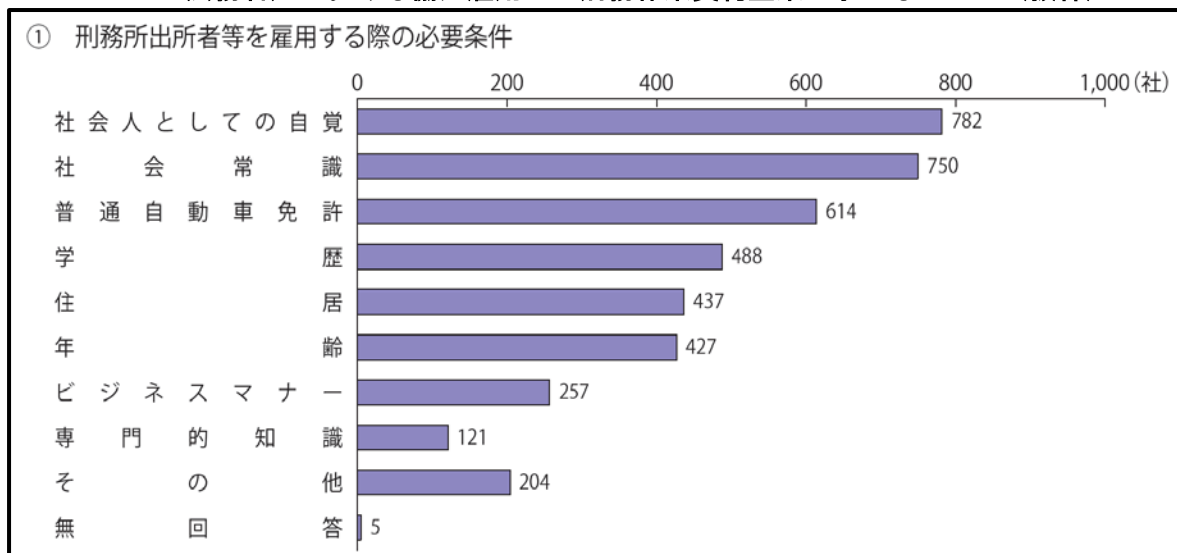
**表 1-(3)-ア-① 就労支援指導に関する規程（抜粋）**

<p>○ 刑事収容施設法（平成 17 年法律第 50 号） （改善指導）</p> <p>第 103 条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。</p> <p>2 <u>次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>その他法務省令で定める事情</u></p>														
<p>○ 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号） （法第 103 条第 2 項第 3 号に規定する法務省令で定める事情）</p> <p>第 64 条 法第 103 条第 2 項第 3 号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いていないこと。</u></p>														
<p>○ 改善指導の標準プログラムについて（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3350 号法務省矯正局長依命通達）</p> <p>別紙 6 就労支援指導の標準プログラム</p> <p>1 指導の目標</p> <p><u>社会復帰後に就労した職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させること。</u></p> <p>2 対象者</p> <p>次に掲げる要件のいずれかに該当する受刑者とする。</p> <p>(1) <u>刑事施設における職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者</u></p> <p>(2) <u>次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、刑事施設の長が、就労支援指導をすることが必要であると認めた者</u></p> <p>ア <u>釈放の見込日からおおむね 1 年以内であること。</u></p> <p>イ <u>稼働能力を有すること。</u></p> <p>ウ <u>就労意欲を有すること。</u></p> <p>エ <u>公共職業安定所による就労支援を受ける意志があること。</u></p>														
<p>別表 就労支援指導カリキュラム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指導内容</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オリエンテーション</td> <td>受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。</td> <td>・講義</td> </tr> <tr> <td>これまでの就労生活と自己の問題点</td> <td>これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。</td> <td>・講義 ・討議</td> </tr> <tr> <td>就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー</td> <td>職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じ</td> <td>・講義 ・演習 ・視聴覚教材の視聴</td> </tr> </tbody> </table>			項目	指導内容	方法	オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	・講義	これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	・講義 ・討議	就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じ	・講義 ・演習 ・視聴覚教材の視聴
項目	指導内容	方法												
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	・講義												
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	・講義 ・討議												
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じ	・講義 ・演習 ・視聴覚教材の視聴												

	て習得させる。	・ S S T
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処方法について、S S Tを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講義</li> <li>・ 演習</li> <li>・ 視聴覚教材の視聴</li> <li>・ S S T</li> <li>・ 課題作成</li> <li>・ 意見発表</li> <li>・ 討議</li> </ul>

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-ア-② 「刑務所出所者等を雇用することに関するアンケート調査」(平成 23 年 5 月 法務省)における協力雇用主・刑務作業契約企業が求めるニーズ(抜粋)



(注) 1 法務省の資料による。

2 当該アンケートは、平成 23 年 5 月に法務省が、全国の保護観察所に協力雇用主として登録している企業及び全国の刑務所と刑務作業契約を締結している企業のうち 2,547 社を対象に実施し、1,025 社から回答を得たものである(回答率 40.2%)。

**表 1-(3)-ア-③ 受刑者の集団編成に関する訓令(平成 18 年法務省矯正成訓第 3314 号)(抜粋)**

(処遇指標の指定)

第 4 条 受刑者には、処遇指標（受刑者に実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗を示す指標をいう。以下同じ。）を指定するものとする。

2 処遇指標の区分及び符号は、別表のとおりとする。

3 処遇指標は、受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

別表 処遇指標の区分及び符号

1 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容		符号
作業	一般作業		V 0
	職業訓練		V 1
改善指導	一般改善指導		R 0
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
		就労支援指導	<u>R 6</u>
教科指導	補習教科指導		E 1
	特別教科指導		E 2

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-ア-④ 自庁訓練の受講者、総合訓練又は集合訓練の受講者及び就労支援事業の支援対象者に対する就労支援指導の実施状況

(単位：人、%)

調査対象刑務所名	自庁訓練の受講者の抽出数①	うち就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかった者②	総合訓練又は集合訓練の受講者の抽出件数③	うち就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかった者④	就労支援事業の支援対象者の抽出件数⑤	うち就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかった者⑥
札幌刑務所	4	2	1	0	5	5
宮城刑務所	4	2	3	1	5	0
青森刑務所	4	1	6	3	5	3
山形刑務所	4	0	6	0	5	2
府中刑務所	4	4	6	4	5	0
黒羽刑務所	4	0	3	0	5	0
前橋刑務所	4	0	4	0	5	0
名古屋刑務所	4	0	3	3	5	0
三重刑務所	—	—	5	0	5	0
大阪刑務所	—	—	5	2	5	0
福井刑務所	4	0	6	4	5	0
滋賀刑務所	4	1	6	1	5	0
広島刑務所	—	—	6	0	5	0
山口刑務所	4	2	0	0	5	1
高松刑務所	4	2	3	3	5	0
松山刑務所	4	3	6	0	5	5
福岡刑務所	4	0	5	0	5	0
長崎刑務所	4	0	3	2	5	0
大分刑務所	4	3	6	3	5	5
鹿児島刑務所	4	4	4	4	5	5
小計	68	24 (35.3)	87	30 (34.5)	100	26 (26.0)
合計	抽出件数 (①+③+⑤)					255
	うち就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかったもの (②+④+⑥)					80 (31.4)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 自庁訓練の受講者は、調査した 20 刑務所のうち自庁訓練を実施していない等の 3 刑務所を除く 17 刑務所において、平成 23 年度に自庁訓練を受講した者から釈放(予定)日が早い順に 4 人を抽出した。抽出件数が 4 人に満たない場合、不足する分を平成 22 年度から同様の条件で抽出した。

3 総合訓練又は集合訓練の受講者は、調査した 20 刑務所において平成 23 年度に他の刑務所で総合訓練又は集合訓練を受講した者から釈放(予定)日が早い順に 6 人を抽出した。抽出件数が 6 人に満たない場合、平成 22 年度以前から可能な限り遡り同様の条件で抽出した。なお、札幌刑務所ほか 11 刑務所においては、当該抽出方法において該当する者がいない等のため、抽出件数が 6 人に満たない。

4 就労支援事業の支援対象者は、調査した 20 刑務所において平成 23 年度に就労支援事業の支援対象者に選定した者を釈放(予定)日が早い順に 5 人を抽出した。抽出件数が 5 人に満たない場合、不足する分を平成 22 年度から同様の条件で抽出した。

5 ( )内は、各抽出件数に占める就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかったものの割合である。

表 1-(3)-ア-⑤ 職業訓練の受講者や就労支援事業の支援対象者のうち、就労支援指導を受講すべきであったと考えられるが、受講していなかったものの理由

(単位：人)

区 分	該当刑務所数・名	人 数	内 訳		
			自 庁 訓 練 の 受 講 者	総 合 訓 練 又 は 集 合 訓 練 の 受 講 者	就 労 支 援 事 業 の 支 援 対 象 者
就労支援指導が適正に行われていないことによるもの①		58	16	16	26
うち処遇指標 R 6 の指定があるものの、運用が誤っているもの		16	5	10	1
就労支援指導の受講を辞退することを認めているもの	2 (府中、大分)	7	2	5	0
刑務所が就労支援指導の対象者を独自の基準で更に絞っているもの	1 (鹿児島)	4	1	3	0
就労支援指導を受講する機会はあったものの、刑務作業を優先させたもの	1 (高松)	2	0	2	0
理由不明	1 (山口)	3	2	0	1
うち処遇指標 R 6 の指定なし		42	11	6	25
刑務所が独自に就労支援指導の対象者を限定する等の誤った運用を行っているもの	5 (札幌、山形、松山、大分、鹿児島)	24	3	1	20
就労支援指導を受講すべき者に対して処遇指標 R 6 の指定が漏れていたもの	6 (宮城、青森、名古屋、大阪、高松、大分)	18	8	5	5
職業訓練と就労支援指導が一体的に実施されていないことによるもの (いずれも処遇指標 R 6 の指定あり) ②		22	8	14	0
職業訓練と同時期に就労支援指導が実施されず、就労支援指導を受講する機会を逸しており、仮釈放となっているもの	4 (札幌、府中、滋賀、松山)	8	8	0	0
訓練実施施設と訓練生送り出し施設が、互いに就労支援指導の実施状況を確認せず、就労支援指導が実施されていると思込み、就労支援指導を受講させていないもの	3 (名古屋、福井、滋賀)	7	0	7	0
訓練実施施設で就労支援指導が実施されておらず、また、訓練生送り出し施設においても、還送された後の残刑期が短いこと等から、就労支援指導の開始前に仮釈放となり、就労支援指導を受講する機会を逸しているもの	5 (宮城、青森、大阪、高松、長崎)	7	0	7	0
合 計 (①+②)	15 (札幌、宮城、青森、山形、府中、名古屋、大阪、福井、滋賀、山口、高松、松山、長崎、大分、鹿児島)	80	24	30	26

(注) 1 当省の調査結果による。

2 自庁訓練の受講者、総合訓練又は集合訓練の受講者及び就労支援事業の支援対象者の抽出方法は、表 1-(3)-ア-④の (注) 2、3 及び 4 参照。

3 「該当刑務所数・名」欄の合計は、該当刑務所の実数である。



表 1-(3)-ア-⑥ 自庁訓練の受講者に対する就労支援指導の実施時期の状況

(単位：人、%)

調査対象刑務所名	自庁訓練の受講者のうち就労支援指導を受講した者①	就労支援指導の実施時期	
		職業訓練と同時期②	職業訓練修了後③
札幌刑務所	2	2	0
青森刑務所	1	1	0
山形刑務所	4	4	0
黒羽刑務所	4	4	0
前橋刑務所	4	4	0
名古屋刑務所	4	4	0
福井刑務所	4	4	0
滋賀刑務所	3	1	2
山口刑務所	2	2	0
高松刑務所	2	1	1
松山刑務所	1	1	0
福岡刑務所	4	4	0
長崎刑務所	3	3	0
大分刑務所	1	0	1
計	39	35 (89.7)	4 (10.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 自庁訓練の受講者の抽出方法は、表 1-(3)-ア-④の(注) 2 参照。

3 ( ) 内は、①に占める②又は③の割合である。

表 1-(3)-ア-⑦ 内規により、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施することとしている例

調査対象刑務所名	内 容																																			
名古屋刑務所	<p>名古屋刑務所では、就労支援指導の実施に係る内規により、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施することとしているため、自庁訓練の受講者は全て就労支援指導を受講しているとしている。</p> <p>同刑務所において平成 23 年度に自庁訓練を受講した者から 4 人を抽出し、就労支援指導の実施状況について調査したところ、下表のとおり、全ての自庁訓練の受講者に対して就労支援指導が実施されていた。</p> <p>表 自庁訓練の受講者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="379 645 1356 1440"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>職業訓練 の方法</th> <th>訓練科目 名</th> <th>職業訓練 の実施時 期</th> <th>処遇指標 R 6 の指 定</th> <th>就労支援指導の 実施の有無</th> <th>釈放 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>自庁訓練</td> <td>ビル設備 管理科</td> <td>平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日</td> <td>有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)</td> <td>有 (平成 23 年 8 月 22 日・23 日、10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 6 日)</td> <td>平成 24 年 6 月 20 日仮 釈放</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>自庁訓練</td> <td>ビル設備 管理科</td> <td>平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日</td> <td>有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)</td> <td>有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 28 日、4 月 20 日～25 日)</td> <td>平成 24 年 7 月 25 日仮 釈放</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>自庁訓練</td> <td>ビル設備 管理科</td> <td>平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日</td> <td>有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)</td> <td>有 (平成 23 年 6 月 20 日～30 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 20 日～25 日)</td> <td>平成 25 年 1 月 16 日仮 釈放</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>自庁訓練</td> <td>ビル設備 管理科</td> <td>平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日</td> <td>有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)</td> <td>有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～12 月 27 日、 平成 24 年 4 月 20 日～25 日、10 月 11 日～12 月 13 日)</td> <td>平成 25 年 5 月 8 日仮 釈放</td> </tr> </tbody> </table>	氏名 (記号)	職業訓練 の方法	訓練科目 名	職業訓練 の実施時 期	処遇指標 R 6 の指 定	就労支援指導の 実施の有無	釈放 状況	A	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 8 月 22 日・23 日、10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 6 日)	平成 24 年 6 月 20 日仮 釈放	B	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 28 日、4 月 20 日～25 日)	平成 24 年 7 月 25 日仮 釈放	C	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 6 月 20 日～30 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 20 日～25 日)	平成 25 年 1 月 16 日仮 釈放	D	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～12 月 27 日、 平成 24 年 4 月 20 日～25 日、10 月 11 日～12 月 13 日)	平成 25 年 5 月 8 日仮 釈放
氏名 (記号)	職業訓練 の方法	訓練科目 名	職業訓練 の実施時 期	処遇指標 R 6 の指 定	就労支援指導の 実施の有無	釈放 状況																														
A	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 8 月 22 日・23 日、10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 6 日)	平成 24 年 6 月 20 日仮 釈放																														
B	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 12 日～6 月 28 日、4 月 20 日～25 日)	平成 24 年 7 月 25 日仮 釈放																														
C	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 7 月 20 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 6 月 20 日～30 日、12 月 22 日～27 日、平成 24 年 4 月 20 日～25 日)	平成 25 年 1 月 16 日仮 釈放																														
D	自庁訓練	ビル設備 管理科	平成 23 年 12 月 8 日 ～24 年 3 月 19 日	有 (平成 23 年 9 月 14 日名古屋 刑務所)	有 (平成 23 年 10 月 18 日～26 日、12 月 22 日～12 月 27 日、 平成 24 年 4 月 20 日～25 日、10 月 11 日～12 月 13 日)	平成 25 年 5 月 8 日仮 釈放																														

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(3)-ア-⑧ 処遇指標 R 6 の指定があるものの、訓練を実施する刑務所と訓練生を送り出した刑務所のどちらで就労支援指導を実施するかについての定めがないため、互いに就労支援指導の実施状況を確認せず、就労支援指導が実施されていると思込み、就労支援指導を受講させていない例**

調査対象刑務所名	内 容																								
名古屋刑務所	<p>名古屋刑務所では、前述の表 1-(3)-ア-⑦のとおり、自庁訓練の受講者に対して、職業訓練期間中に就労支援指導を実施しているほか、集合訓練においても他の刑務所から訓練を受講するために同刑務所に移送された者を含めて実施しているとしている。</p> <p>一方、名古屋刑務所が平成 22 年度又は 23 年度に他の刑務所で総合訓練又は集合訓練を受講するために送り出した者 3 人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、このうち 2 人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導を受講していなかった。しかし、名古屋刑務所では、訓練を実施する刑務所における就労支援指導の実施状況を確認していなかったため、下表のとおり、名古屋刑務所でも就労支援指導を受講していなかった。</p> <p>表  他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 896 1362 1352"> <thead> <tr> <th>氏名(記号)</th> <th>職業訓練の方法</th> <th>職業訓練の実施刑務所</th> <th>訓練科目名</th> <th>職業訓練の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指定</th> <th>就労支援指導の実施の有無</th> <th>釈放状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E</td> <td>総合訓練</td> <td>山口刑務所</td> <td>工芸科(木工)</td> <td>平成 23 年 12 月 14 日～24 年 12 月 5 日</td> <td>有(平成 23 年 11 月 30 日名古屋刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 25 年 5 月 22 日仮釈放</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>集合訓練</td> <td>金沢刑務所</td> <td>溶接科</td> <td>平成 23 年 2 月 1 日～同年 7 月 29 日</td> <td>有(平成 23 年 8 月 1 日金沢刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 24 年 2 月 15 日仮釈放</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、調査した山口刑務所では、就労支援指導は、i) その後の就労支援事業と関連付けて実施することが望ましいこと、ii) 他の刑務所から訓練を受講するために移送された者に対して就労支援指導を実施する体制上の余裕がないことから、訓練生を送り出した刑務所において実施すべきではないかとしている。</p>	氏名(記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況	E	総合訓練	山口刑務所	工芸科(木工)	平成 23 年 12 月 14 日～24 年 12 月 5 日	有(平成 23 年 11 月 30 日名古屋刑務所)	無	平成 25 年 5 月 22 日仮釈放	F	集合訓練	金沢刑務所	溶接科	平成 23 年 2 月 1 日～同年 7 月 29 日	有(平成 23 年 8 月 1 日金沢刑務所)	無	平成 24 年 2 月 15 日仮釈放
氏名(記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況																		
E	総合訓練	山口刑務所	工芸科(木工)	平成 23 年 12 月 14 日～24 年 12 月 5 日	有(平成 23 年 11 月 30 日名古屋刑務所)	無	平成 25 年 5 月 22 日仮釈放																		
F	集合訓練	金沢刑務所	溶接科	平成 23 年 2 月 1 日～同年 7 月 29 日	有(平成 23 年 8 月 1 日金沢刑務所)	無	平成 24 年 2 月 15 日仮釈放																		
福井刑務所	<p>福井刑務所が平成 22 年度又は 23 年度に他の刑務所で総合訓練又は集合訓練を受講するために送り出した者 6 人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち 4 人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導を受講していなかった。</p> <p>表  他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 1765 1362 2022"> <thead> <tr> <th>氏名(記号)</th> <th>職業訓練の方法</th> <th>職業訓練の実施刑務所</th> <th>訓練科目名</th> <th>職業訓練の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指定</th> <th>就労支援指導の実施の有無</th> <th>釈放状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G</td> <td>総合訓練</td> <td>川越少年刑務所</td> <td>C A D 技術科</td> <td>平成 23 年 4 月 7 日～同年 9 月 30 日</td> <td>有(平成 23 年 4 月 7 日川越少年刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 24 年 2 月 9 日仮釈放</td> </tr> </tbody> </table>	氏名(記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況	G	総合訓練	川越少年刑務所	C A D 技術科	平成 23 年 4 月 7 日～同年 9 月 30 日	有(平成 23 年 4 月 7 日川越少年刑務所)	無	平成 24 年 2 月 9 日仮釈放								
氏名(記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況																		
G	総合訓練	川越少年刑務所	C A D 技術科	平成 23 年 4 月 7 日～同年 9 月 30 日	有(平成 23 年 4 月 7 日川越少年刑務所)	無	平成 24 年 2 月 9 日仮釈放																		

H	総合訓練	松山刑務所	情報処理技術科	平成23年4月20日～同年10月19日	有 (平成23年4月18日松山刑務所)	無	平成24年4月12日仮釈放
I	総合訓練	山口刑務所	建築科	平成23年2月23日～24年2月8日	有 (平成23年2月23日山口刑務所)	無	平成24年6月28日仮釈放
J	集合訓練	高松刑務所	工芸科 (木工工芸)	平成23年4月18日～24年4月24日	有 (平成23年4月18日高松刑務所)	無	平成25年8月1日仮釈放

福井刑務所は、総合訓練や集合訓練の受講者には、訓練を実施する刑務所が訓練に併せて就労支援指導を実施することが通例であるため、訓練を実施する刑務所で受講者に就労支援指導を実施しているはずであるとし、訓練を実施する刑務所から還送された際に就労支援指導の実施状況を確認していないとしている。このため、これら4人は、訓練を実施する刑務所での就労支援指導の実施状況が確認されておらず、また、福井刑務所でも就労支援指導を実施していなかった。

滋賀刑務所

滋賀刑務所が平成23年度に他の刑務所で総合訓練又は集合訓練を受講するために送り出した者6人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち1人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導を受講していなかった。

表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況

氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標R6の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況
K	集合訓練	奈良少年刑務所	内装施工科	平成23年4月7日～同年10月3日	有 (平成23年4月1日奈良少年刑務所)	無	平成24年10月25日仮釈放

滋賀刑務所は、総合訓練や集合訓練の受講者には、訓練を実施する刑務所が就労支援指導を実施する場合と、実施しない場合があるとし、総合訓練や集合訓練の受講者が訓練を実施する刑務所から還送された際に、訓練を実施する刑務所での就労支援指導の実施状況を確認し、実施されていない場合は、同刑務所で就労支援指導を実施するとしている。

しかし、受刑者Kは、訓練を実施する刑務所での就労支援指導の実施状況が確認されておらず、滋賀刑務所でも就労支援指導を実施していなかった。

(注) 当省の調査結果による。

**表 1-(3)-ア-⑨ 処遇指標 R 6 の指定があるものの、総合訓練又は集合訓練の訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されておらず、また、訓練生を送り出した刑務所においても、還送された後の残刑期が短いこと等から、就労支援指導の開始前に仮釈放となり、就労支援指導を受講する機会を逸している例**

調査対象刑務所名	内 容																								
宮城刑務所	<p>宮城刑務所が平成 23 年度に他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者 3 人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち 1 人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。</p> <p>表  他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 607 1364 904"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>職業訓練の方法</th> <th>職業訓練の実施刑務所</th> <th>訓練科目名</th> <th>職業訓練の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指定</th> <th>就労支援指導の実施の有無</th> <th>釈放状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L</td> <td>集合訓練</td> <td>熊本刑務所</td> <td>内装施工科</td> <td>平成 24 年 3 月 14 日～同年 9 月 11 日</td> <td>有 (平成 24 年 3 月 13 日熊本刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 25 年 4 月 16 日仮釈放</td> </tr> </tbody> </table> <p>受刑者 L は、訓練を実施する刑務所から平成 24 年 10 月 4 日に宮城刑務所に還送されているが、同刑務所では、24 年度後期の就労支援指導のコースに編入させることができず、就労支援指導を受講する機会を逸したまま仮釈放となっていた。</p>	氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況	L	集合訓練	熊本刑務所	内装施工科	平成 24 年 3 月 14 日～同年 9 月 11 日	有 (平成 24 年 3 月 13 日熊本刑務所)	無	平成 25 年 4 月 16 日仮釈放								
氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況																		
L	集合訓練	熊本刑務所	内装施工科	平成 24 年 3 月 14 日～同年 9 月 11 日	有 (平成 24 年 3 月 13 日熊本刑務所)	無	平成 25 年 4 月 16 日仮釈放																		
青森刑務所	<p>青森刑務所が平成 22 年度又は 23 年度に他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者 6 人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち 2 人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。</p> <p>表  他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 1279 1364 1800"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>職業訓練の方法</th> <th>職業訓練の実施刑務所</th> <th>訓練科目名</th> <th>職業訓練の実施時期</th> <th>処遇指標 R 6 の指定</th> <th>就労支援指導の実施の有無</th> <th>釈放状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M</td> <td>集合訓練</td> <td>熊本刑務所</td> <td>ビル設備管理科</td> <td>平成 23 年 9 月 27 日～24 年 4 月 24 日</td> <td>有 (平成 23 年 9 月 29 日熊本刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 24 年 12 月 12 日仮釈放</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>集合訓練</td> <td>松本少年刑務所</td> <td>情報処理科</td> <td>平成 23 年 11 月 10 日～24 年 5 月 22 日</td> <td>有 (平成 23 年 11 月 28 日松本少年刑務所)</td> <td>無</td> <td>平成 24 年 12 月 19 日仮釈放</td> </tr> </tbody> </table> <p>青森刑務所は、就労支援指導は、グループを編成した上で集団講義形式により行うものであるため、受刑者 M 及び受刑者 N が訓練を実施する刑務所から還送された後に、既に編成されたグループに途中編入させることが難しく、同刑務所でも就労支援指導を実施できなかったとしている。</p>	氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況	M	集合訓練	熊本刑務所	ビル設備管理科	平成 23 年 9 月 27 日～24 年 4 月 24 日	有 (平成 23 年 9 月 29 日熊本刑務所)	無	平成 24 年 12 月 12 日仮釈放	N	集合訓練	松本少年刑務所	情報処理科	平成 23 年 11 月 10 日～24 年 5 月 22 日	有 (平成 23 年 11 月 28 日松本少年刑務所)	無	平成 24 年 12 月 19 日仮釈放
氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標 R 6 の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況																		
M	集合訓練	熊本刑務所	ビル設備管理科	平成 23 年 9 月 27 日～24 年 4 月 24 日	有 (平成 23 年 9 月 29 日熊本刑務所)	無	平成 24 年 12 月 12 日仮釈放																		
N	集合訓練	松本少年刑務所	情報処理科	平成 23 年 11 月 10 日～24 年 5 月 22 日	有 (平成 23 年 11 月 28 日松本少年刑務所)	無	平成 24 年 12 月 19 日仮釈放																		

大阪刑務所

大阪刑務所が平成22年度又は平成23年度に他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者5人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち1人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。

表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況

氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標R6の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況
O	集合訓練	熊本刑務所	ビル設備管理科	平成23年10月5日～24年2月21日	有 (平成23年9月29日熊本刑務所)	無	平成24年11月29日仮釈放

大阪刑務所は、受刑者Oが訓練を実施する刑務所から還送された後、同刑務所の就労支援指導の開始時には出所していたため、同刑務所でも就労支援指導を実施できなかったとしている。

高松刑務所

高松刑務所が平成21年度から23年度までに他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者3人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち1人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。

表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況

氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標R6の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況
P	集合訓練	高知刑務所	ビル設備管理科	平成22年12月2日～23年7月5日	有 (平成22年11月22日高知刑務所)	無	平成23年9月1日仮釈放

高松刑務所は、受刑者Pが訓練を実施する刑務所から平成23年8月9日に還送された後、仮釈放されるまでの期間が1か月程度しかなく、同刑務所でも就労支援指導を実施できなかったとしている。

長崎刑務所

長崎刑務所が平成23年度に他の刑務所で集合訓練を受講するために送り出した者3人について、就労支援指導の実施状況を調査したところ、下表のとおり、このうち2人は訓練を実施する刑務所で就労支援指導が実施されていなかった。

表 他の刑務所で訓練を受講した者に対する就労支援指導の実施状況

氏名 (記号)	職業訓練の方法	職業訓練の実施刑務所	訓練科目名	職業訓練の実施時期	処遇指標R6の指定	就労支援指導の実施の有無	釈放状況
Q	集合訓練	高知刑務所	ビル管理科	平成23年12月2日～24年7月3日	有 (平成23年11月24日高知刑務所)	無	平成24年10月16日仮釈放

R	集合訓練	宮崎刑務所	農業園芸科	平成23年10月4日～24年9月28日	有 (平成23年9月29日宮崎刑務所)	無	平成24年11月13日仮釈放
---	------	-------	-------	---------------------	------------------------	---	----------------

長崎刑務所では、同刑務所の実施する就労支援指導のコースの期間中に、他の刑務所で訓練を受講した者も含め同刑務所に収容されている場合のみ指導の対象となし、受刑者Q及び受刑者Rにみられるように、他の刑務所での訓練期間中に仮釈放日が決定し、訓練を実施する刑務所から還送された後に就労支援指導を実施する刑期が残されていない場合は、指導を実施することが困難であるとしている。

このため、長崎刑務所は、他の刑務所で訓練を受講した者に対し、就労支援指導を漏れなく実施するためには、訓練を実施する刑務所で訓練と並行して指導を実施することが効果的ではないかとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(3)-イ-① 「受刑者に対する重点的な就労支援の実施について」(平成 23 年 4 月 19 日付  
け法務省矯成第 2304 号法務省矯正局成人矯正課長通知)(抜粋)

<p>1 目的</p> <p>就労支援による効果が特に期待できる受刑者に対し、下記 4 に定める就労支援スタッフ等による継続的な助言指導を中心に、職業訓練、特別改善指導の就労支援指導、公共職業安定所による職業相談・職業紹介、保護観察所との就労支援に関する情報の共有等を重点的に実施することにより、就労先確保の促進を図り、円滑に社会復帰させることを目的とする。</p> <p>2 対象者の選定基準</p> <p>次に掲げる要件の全てを満たす受刑者のうち、刑事施設の長が重点的な就労支援を行うことが必要かつ効果的と認める者とする。</p> <p>(1) <u>安定した帰住先の見込があること(自立更生促進センター、就業支援センター又は更生保護施設等への帰住が見込まれる者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>具体的な就労の予定や見込がないこと</u></p> <p>(3) <u>稼働能力を有すること</u></p> <p>(4) <u>出所後、健全な就労生活を送る意欲が高いこと</u></p> <p>(5) <u>出所時の年齢がおおむね 65 歳以下であること</u></p> <p>(6) <u>中学校卒業以上の学歴を有すること</u></p> <p>(7) <u>公共職業安定所による就労支援を受ける意志があること</u></p> <p>(8) <u>重点的な就労支援を受ける期間がおおむね 1 年以上あると見込まれること</u></p> <p>3 対象者の選定方法</p> <p>(1) 刑事施設の長は、処遇施設における刑執行開始時調査の結果、上記 2 の基準に該当すると判断された受刑者を、処遇審査会の意見を聴いた上で対象者として選定する。</p> <p>(2) 刑事施設の長は、前項で選定されなかった者であっても、再調査等により、上記 2 の基準を満たしていることが判明した受刑者については、処遇審査会の意見を聴いた上で対象者に選定する。</p> <p>4 主たる担当者</p> <p>就労支援スタッフ又は保護業務担当職員若しくは所長が指名した者(以下「就労支援スタッフ等」という。)とする。</p> <p>5 支援内容</p> <p>(1) <u>就労支援スタッフ等は、当該受刑者に対し、選定時から出所時に至るまで、継続的に面接指導を実施し、職業レディネスの向上、今後の職業生活や能力開発に関する目標設定の援助、公共職業安定所による就労支援に対する動機付け、出所後の就労に関する助言指導等を行う。</u></p> <p>(2) 就労支援スタッフ等は、上記(1)の助言指導を行うに当たっては、公共職業安定所による就労支援、保護観察所から得た就労支援に関する情報等を活用しながら、刑事施設入所中に当該受刑者に出所後の具体的な就職活動の計画を立てさせるようにする。</p> <p>6 就労支援計画書</p> <p><u>就労支援スタッフ等は、当該受刑者について、初回面接の結果等を踏まえ、「就労支援計画書」(別紙様式)を作成する。同計画書は、処遇調査票に編てつする。</u></p> <p>7 支援計画の記録</p> <p>就労支援スタッフ等は、職業訓練担当者、特別改善指導の「就労支援指導」の担当者等と必要に応じて情報交換を行う。また、次に掲げる事項を処遇調査票の「処遇経過」又は「保護」欄に記録する。</p> <p>(1) 対象者に選定された日</p> <p>(2) 就労支援スタッフ等の面接指導日及びその概要</p> <p>(3) 職業訓練修了日及び取得資格名等</p> <p>(4) 特別改善指導の「就労支援指導」修了日及び特記事項(評価等)</p> <p>(5) 平成 20 年 6 月 13 日付け法務省保更第 548 号保護局長通達「刑務所出所者等に対する就労支援の推進について」記の 3 に定める保護観察所からの情報提供受理日及びその概要</p> <p>(6) 公共職業安定所による就労支援の実施日及びその概要</p>
---



(7) その他就労支援に関する事項

8・9 (略)

別添様式 就労支援計画書

施設名		作成年月日	
称呼番号		ふり がな 氏 名	
生年月日 (年 齢)		性 別	
入所年月日		刑期終了日	
最終学歴		免許・資格	
最終の職業 (就業期間)			
上記以外の経験した主な仕事 (就業期間)			
就職についての希望			
受刑中に受講を希望する職業訓練、講座等			
参考情報 (身体上の留意点など)			
施設内における支援計画			

※ 「施設内における支援計画」欄には、職業訓練の受講時期・種目、特別改善指導 (就労支援指導) の受講時期、就労支援スタッフ等による面接指導の頻度・内容等を記載する。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(3)-イ-② 調査した 20 刑務所における重点支援受刑者の選定実績及び当省の抽出件数  
(単位：人)

調査対象刑務所名	重点支援受刑者の選定実績		計	うち当省の抽出件数
	平成 23 年度	24 年度		
札幌刑務所	2	0	2	1
宮城刑務所	0	0	0	0
青森刑務所	0	2	2	0
山形刑務所	2	0	2	2
府中刑務所	2	1	3	2
黒羽刑務所	5	22	27	2
前橋刑務所	0	0	0	0
名古屋刑務所	2	1	3	3
三重刑務所	6	24	30	0
大阪刑務所	1	1	2	2
福井刑務所	17	16	33	0
滋賀刑務所	1	0	1	1
広島刑務所	1	0	1	1
山口刑務所	0	3	3	0
高松刑務所	0	0	0	0
松山刑務所	1	2	3	2
福岡刑務所	0	5	5	3
長崎刑務所	2	0	2	2
大分刑務所	0	1	1	0
鹿児島刑務所	0	1	1	0
計	42	79	121	21

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成 23 年度は、23 年 4 月 19 日以降の選定実績である。  
 3 抽出方法は次のとおりである。  
 調査した 20 刑務所において、重点支援受刑者に選定した日が早い者（1 刑務所当たり 0～3 人。合計 38 人）から、当省調査時点で重点的な就労支援を受けるのに必要な刑期を残している者 17 人を除いた 21 人を抽出した。

表 1-(3)-イ-③ 当省が抽出した 21 人に対する職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業の実施状況

調査対象刑務所名	氏名 (記号)	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況
札幌刑務所	A	不明	○	×
山形刑務所	B	○	○	○
	C	○	○	○
府中刑務所	D	×	×	○
	E	×	×	○
黒羽刑務所	F	○	○	×
	G	—	○	×
名古屋刑務所	H	×	×	—
	I	×	×	—
	J	○	○	×

大阪刑務所	K	○	×	○
	L	—	×	○
滋賀刑務所	M	—	○	×
広島刑務所	N	○	○	×
松山刑務所	O	×	×	○
	P	×	×	○
福岡刑務所	Q	○	○	○
	R	○	○	○
	S	○	○	○
長崎刑務所	T	×	×	○
	U	×	×	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練、就労支援指導及び就労支援事業のいずれかが未実施であるもの：9刑務所16人（76.2%）</li> <li>・職業訓練及び就労支援指導の双方ともに未実施であるもの：4刑務所8人（38.1%）</li> </ul>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 重点支援助刑者が、就職を希望する職種に関連する免許・資格を既に所有していること等から職業訓練の受講を希望しなかったものは、「職業訓練の実施状況」欄を「—」としている。

3 重点支援助刑者が、親族・知人の紹介により入所中に就職が決定したことから、就労支援事業の支援対象者に選定されなかったものは、「就労支援事業の実施状況」欄を「—」としている。

**表1-(3)-イ-④ 重点支援助刑者の就労支援計画書に職業訓練や就労支援指導の具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていない例**

調査対象刑務所名	内容																						
府中刑務所	<p>府中刑務所で平成23年度に選定された重点支援助刑者2人及び24年度に選定された重点支援助刑者1人から、当省調査時点で重点的な就労支援を受けるのに必要な刑期を残している1人を除いた2人について、就労支援計画書をみると、いずれの者も職業訓練又は就労支援指導の受講を希望しているが、職業訓練や就労支援指導の具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていなかった。</p> <p>なお、当該2人については、安定所による職業紹介は行われず、入所中に就職は決定していなかった。</p> <p>表 重点支援助刑者に対する就労支援の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名(記号)</th> <th>重点支援助刑者に選定された日</th> <th>就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況</th> <th>職業訓練の実施状況</th> <th>就労支援指導の実施状況</th> <th>就労支援事業の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D</td> <td>平成23年9月</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>平成23年10月</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本表の重点支援助刑者は、表1-(3)-イ-③の重点支援助刑者と同一である。</p>					氏名(記号)	重点支援助刑者に選定された日	就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況	D	平成23年9月	○	×	×	○	E	平成23年10月	○	×	×	○
氏名(記号)	重点支援助刑者に選定された日	就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況																		
D	平成23年9月	○	×	×	○																		
E	平成23年10月	○	×	×	○																		

	<p>① 受刑者D 受刑者Dの平成23年9月8日に作成された就労支援計画書をみると、Dが受講を希望する職業訓練として、「情報処理（パソコン）基礎」、「小型建設機械科」と記載されているが、同計画書の支援計画欄には、当該希望を踏まえた職業訓練の具体的な受講計画は定められておらず、職業訓練は実施されていなかった。</p> <p>情報処理技術科や小型建設機械科は、府中刑務所が自庁訓練として開設しているものであるが、平成23年度及び24年度の定員充足率は、情報処理技術科が43.8%及び50.0%、小型建設機械科が85.0%及び55.0%と余裕があることから、Dが受講できた可能性がある。</p> <p>また、就労支援指導についても具体的な受講計画は定められておらず、就労支援指導は実施されていなかった。</p> <p>② 受刑者E 受刑者Eの平成23年10月5日に作成された就労支援計画書をみると、Eが受講を希望する講座として、「就労支援指導（R6）」と記載されており、これを踏まえて、同計画書の支援計画欄には、「就労支援指導（R6）。受講時期は早期の実施」と記載されているが、これ以上の具体的な受講計画は定められておらず、就労支援指導は実施されていなかった。</p> <p>また、職業訓練についても具体的な受講計画は定められておらず、職業訓練は実施されていなかった。</p> <p>このような状況となっている原因の一つとして、府中刑務所が、重点的な就労支援を行うに当たって、就労支援の主たる担当部門、職業訓練の担当部門及び就労支援指導の担当部門の連携や調整が不十分であることが考えられる。</p>																		
名古屋刑務所	<p>名古屋刑務所で平成23年度に選定された重点支援受刑者2人及び24年度に選定された重点支援受刑者1人について、就労支援計画書をみると、23年度に選定された2人は、職業訓練の受講を希望しており、また、2人の処遇調査票をみると、重点支援受刑者に選定された日と同日に処遇指標R6が記載されているが、職業訓練や就労支援指導の具体的な受講計画が定められておらず、必要な就労支援が実施されていなかった。</p> <p>表 重点支援受刑者に対する就労支援の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="389 1384 1362 1682"> <thead> <tr> <th>氏名 (記号)</th> <th>重点支援受刑者に選定された日</th> <th>就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況</th> <th>職業訓練の実施状況</th> <th>就労支援指導の実施状況</th> <th>就労支援事業の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H</td> <td>平成23年12月21日</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>平成23年12月21日</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表の重点支援受刑者は、表1-(3)-イ-③の重点支援受刑者と同一である。 2 名古屋刑務所は、受刑者H及び受刑者Iは、親族・知人の紹介により入所中に就職が決定したことから、就労支援事業の支援対象者に選定しなかったとしている。</p> <p>① 受刑者H 受刑者Hの平成24年1月5日に作成された就労支援計画書をみると、Hが受講を希望する職業訓練として、「料理に関すること、調理師免許等」と記載されていた。調理科については、例えば、黒羽刑務所が集合訓練（注）として実施しているが、犯罪傾向が進んでいないA指標の者を対象としており、H</p>	氏名 (記号)	重点支援受刑者に選定された日	就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況	H	平成23年12月21日	○	×	×	—	I	平成23年12月21日	○	×	×	—
氏名 (記号)	重点支援受刑者に選定された日	就労支援スタッフ等による助言指導の実施状況	職業訓練の実施状況	就労支援指導の実施状況	就労支援事業の実施状況														
H	平成23年12月21日	○	×	×	—														
I	平成23年12月21日	○	×	×	—														

はB指標であることから対象にはならない。このような状況の中、本人の希望を踏まえどのように対応すべきかの検討状況等は支援計画欄には記載されていない。

(注) 黒羽刑務所が実施する調理科は集合訓練であるが、矯正管区管内の刑務所だけでなく、名古屋刑務所等の矯正管区管外の刑務所に対しても訓練生の募集を行っている。

また、Hの処遇調査票をみると、重点支接受刑者に選定された日と同日に処遇指標R 6が記載されているが、同計画書の支援計画欄には、就労支援指導の具体的な受講計画は定められておらず、就労支援指導は実施されていない。

## ② 受刑者 I

受刑者 I の平成 24 年 1 月 5 日に作成された就労支援計画書をみると、I が受講を希望する職業訓練として、「小型建設機械科等の訓練」と記載されているが、同計画書の支援計画欄には、当該希望を踏まえた職業訓練の具体的な受講計画は定められておらず、職業訓練は実施されていない。

名古屋刑務所では、集合訓練として小型車両系建設機械科を開設しているが、平成 23 年度及び 24 年度においては、定員充足率は 85.0%及び 90.0%と余裕があることから、I が受講できた可能性がある。

また、I の処遇調査票をみると、受刑者 H と同様に、重点支接受刑者に選定された日と同日に処遇指標 R 6 が記載されているが、同計画書の支援計画欄には、就労支援指導の具体的な受講計画は定められておらず、就労支援指導は実施されていない。

名古屋刑務所では、重点支接受刑者に対する就労支援は、主たる担当部門である分類審議室に配置されている就労支援スタッフが助言指導を行うことに終始しており、職業訓練を担当する作業部門や、就労支援指導を担当する教育部門との連携や調整が不十分であったとしており、重点支接受刑者を選定した段階から計画的に就労支援を実施していく必要があったとしている。

(注) 当省の調査結果による。